


監 査 報 告 書

公益社団法人広島県薬剤師会定款第29条の規定により、平成25年度の会務執行状況及び収支決算について監査を行った結果は、次のとおりです。

1. 平成25年度社団法人広島県薬剤師会、薬事情報センター事業、保険薬局部会、会館運営事業及び検査センター事業の業務運営については、おおむね所期の目的に沿って適正に執行されているものと認定します。
2. 平成25年度社団法人広島県薬剤師会、保険薬局部会、会館運営事業、検査センターの収支決算については、証拠書類及び関係諸帳簿と照合した結果、計数的に正確であり、内容も正当であると認定します。

平成26年4月23日

監 事 水戸基彦 
" 菊一學子 